

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八潮市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

国民健康保険に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

埼玉県 八潮市長

## 公表日

令和5年9月22日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理を行う。地方税法及び市国保税条例等の規定に基づき、賦課決定し、通知書等の出力等を行う。</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務、被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務を行う。</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 申請書や届出書に関する処理</li><li>2. 被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の処理</li><li>3. 被保険者への保険給付管理</li><li>4. 所得の申告書に関する確認及び処理</li><li>5. 賦課額算定における特別徴収対象者の確認及び処理</li><li>6. オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務</li></ol>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 国民健康保険システム</li><li>2. 国保連合会システム</li><li>3. 中間サーバー</li><li>4. 団体内統合宛名システム</li><li>5. 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)</li></ol> <p>* 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>6. 医療保険者等向け中間サーバー等</li></ol>

## 2. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険ファイル(国保資格システムファイル、国保賦課システムファイル、資格点検・レセプト照会システムファイル、給付システムファイル)
--

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>&lt;国民健康保険に関する事務&gt;</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第一の30の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 並びに国民健康保険法第9条等、地方税法第703条の4等</p> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第一の30の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条</p> <p>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
--------	--

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>&lt;国民健康保険に関する事務&gt; 番号法第19条第8号 第10号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険」が含まれる項(46項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長、都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険」が含まれる項(42, 43, 44, 45の各項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における情報照会の根拠) 第25条・第25条の2・第26条</p> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt; ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部 国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長

#### 6. 他の評価実施機関

--	--

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	八潮市総務部総務課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111
-----	---

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	八潮市健康福祉部国保年金課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111
-----	---

### II しきい値判断項目

#### 1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年7月25日 時点	

#### 2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年7月25日 時点	

#### 3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

### III しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	公表日	平成27年2月10日	平成28年3月25日	事後	
平成28年3月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワーク による情報連携 ②法令上の根拠	(新規記載)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(命令における情報照会の根拠)第25条・第26条	事後	
平成28年3月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年11月11日 時点	平成28年2月19日 時点	事後	
平成28年3月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成28年2月19日 時点	事後	
平成29年7月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(新規記載)	5. 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事前	
平成29年7月31日	I 関連情報 5. 評価実施期間における 担当部署 ②所属長	鈴木 圭介	河合 景子	事後	
平成29年7月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	八潮市まちづくり企画部総務人事課	八潮市総務部総務人事課	事後	
平成29年7月31日	I 関連情報 8. 個人情報ファイルの取扱い に関する問合せ 連絡先	八潮市企画まちづくり企画部企画経営課	八潮市企画財政部企画経営課	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	健康スポーツ部 国保年金課	健康福祉部 国保年金課	事後	
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	国保年金課長 河合 景子	国保年金課長	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(新規記載)	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務、被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務を行う。  【内容】 6. オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	事前	
令和2年4月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(新規記載)	6. 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和2年4月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第一の30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 並びに国民健康保険法第9条等、地方税法第703条の4等	<国民健康保険に関する事務> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第一の30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 並びに国民健康保険法第9条等、地方税法第703条の4等  <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年4月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワーク による情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 第9号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険」が含まれる項(46項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長、都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険」が含まれる項(42, 43, 44, 45の各々)  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(命令における情報照会の根拠) 第25条・第25条の2・第26条	<国民健康保険に関する事務> 番号法第19条第7号 第9号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険」が含まれる項(46項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長、都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険」が含まれる項(42, 43, 44, 45の各々)  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(命令における情報照会の根拠) 第25条・第25条の2・第26条  <オンライン資格確認の準備業務> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第一の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年4月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月19日 時点	事前	
令和2年4月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月19日 時点	事前	
令和2年4月30日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事前	
令和2年4月30日	公表日	平成30年7月17日	令和2年4月30日	事前	
令和3年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワーク による情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 第9号 別表第二	番号法第19条第8号 第10号 別表第二	事前	令和3年9月1日番号法の改正に伴う修正
令和3年6月29日	I 関連情報 8. 個人情報ファイルの取扱い に関する問合せ 連絡先	八潮市企画財政部企画経営課	八潮市健康福祉部国保年金課	事後	
令和3年6月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月19日 時点	令和3年6月9日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月19日 時点	令和3年6月9日 時点	事後	
令和4年7月7日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年6月9日 時点	令和4年6月24日 時点	事後	
令和4年7月7日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月9日 時点	令和4年6月24日 時点	事後	
令和5年7月26日	I 関連情報7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求担当課	総務人事課	総務課	事後	
令和5年7月26日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年6月24日 時点	令和5年7月25日 時点	事後	
令和5年7月26日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年6月24日 時点	令和5年7月25日 時点	事後	